

平成26年9月19日

1. 出席議員

議長 杉原豊喜
1番 豊村貴司
3番 朝長 勇
5番 浦 泰孝
7番 池田大生
9番 石橋敏伸
11番 山口裕子
14番 山崎鉄好
16番 宮本栄八
18番 山口昌宏
20番 牟田勝浩
23番 江原一雄

副議長 吉川里己
2番 猪村利恵子
4番 山口 等
6番 松尾陽輔
8番 石丸 定
10番 上田雄一
12番 古川盛義
15番 末藤正幸
17番 吉原武藤
19番 川原千秋
21番 松尾初秋
24番 谷口攝久

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 松本重男
次 長 川久保和幸
議事係 長 江上新治
議事係 員 杉原啓仁

4. 地方自治法第121条により出席した者

市		長	樋	渡	啓	祐
副	市	長	前	田	敏	美
教	育	長	浦	郷		究
技		監	松	尾		定
政	策	部	松	尾	満	好
つ	な	が	平	川		剛
營	業	部	北	川	政	次
營	業	部	友	廣	秀	敏
營	業	部	山	下	朋	彦
く	ら	し	中	野	博	之
こ	ど	も	諸	岡	隆	裕
ま	ち	づ	森		孝	畑
山	内	支	山	下	知	行
北	方	支	坂	口		勉
会	計	管	前	田	健	次
教	育	部	溝	上	正	勝
教	育	部	井	上	祐	次
上	下	水	筒	井	孝	一
総	務	課	水	町	直	久
財	政	課	松	尾		徹
企	画	課	山	田	恭	輔
選	挙	管	馬	場	恒	信
監	査	委	森		博	文
農	業	委	秀	島	一	喜

議 事 日 程

第 7 号

9月19日(金)10時開議

- 日程第1 第54号議案 武雄市教育委員会の委員の定数に関する条例(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第2 第59号議案 官民一体型学校の創設について(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第3 請願第1号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書を求める請願(総務文教常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第4 第56号議案 武雄市給湯条例の一部を改正する条例(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第5 第55号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例(福祉常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第6 第57号議案 武雄市営住宅設置条例及び武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第7 第58号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第8 第60号議案 平成25年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第9 第61号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算(第2回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第10 第74号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算(第3回)(所管常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 日程第11 意見書第5号 手話言語法制定を求める意見書(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第12 議提第2号 武雄市議会議員定数条例の一部を改正する条例(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第13 議提第3号 武雄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例(趣旨説明・質疑・所管常任委員会付託省略・討論・採決)
- 日程第14 閉会中継続調査申出について(各委員会調査事件)(議決)
-

開 議 10時

○議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き本日の会議を開きます。

議員から提出されました意見書第5号及び議提第2号、第3号までの3件を追加上程いたします。

それでは、総務文教、産業経済、福祉、建設、各常任委員会へ付託しておりました議案等の審査終了の報告が、各委員長から提出されております。

日程にしたがって、順次、各委員長の報告を求めていきたいと思っております。

日程第1～第3 第54号議案～請願第1号

日程第1. 第54号議案 武雄市教育委員会の委員の定数に関する条例より日程第3. 請願第1号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書を求める請願についてまでを一括議題といたします。

以上の2議案及び請願1件は、総務文教常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、総務文教常任委員長の報告を求めます。

まず、第54号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第54号議案 武雄市教育委員会の委員の定数に関する条例についての審査内容と結果について報告いたします。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第3条（教育委員会の委員は5名で組織する）のただし書きの規定により、委員の増員については条例の制定が必要であることから提案されたものですが、武雄市の教育改革における全小学校へのタブレット端末の導入による反転授業。来年度には全中学校へのタブレット端末導入が予定されており、さらには官民一体型の学校の創設や今日的な教育課題の対処など、保護者の声や多様な意見を幅広く聞き教育行政に反映させていくためには、教育委員会のより一層の充実が必要であり、教育委員の増員をしたいと説明を受けております。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。

16番宮本議員

○16番（宮本栄八君）〔登壇〕

質疑のときにもしておりましたが、委員の選考についてですね、その後その詳しい説明とか委員会での話し合いがあったらお聞かせください。

○議長（杉原豊喜君）

上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

委員の選考、どういう意味の委員の選考の、意味合い、ちょっと質問の意味合いがいまいち、もう一度よろしいですか。どういうことを聞かれないのか。

○議長（杉原豊喜君）

16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

委員の選考に当たってですね、保護者代表というのですかね、その枠をこのうちの何人ぐらいに考えているんだとか……（発言する者あり）そういう意味合いですけども。

○議長（杉原豊喜君）

上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

保護者や女性を中心にとという話はありませんけれども、その程度でございます。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 59 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました第 59 号議案 官民一体型学校の創設について審査内容と結果を報告いたします。

本議案は初等教育における官民一体型学校づくりの連携を行う相手方及び連携の時期を定めるもので、連携の相手方は受験勉強や進学指導を中心とした進学学習塾とは一線を画した自立と魅力ある大人を育てる教育ビジョンを掲げている、さいたま市に本社がある花まる学習会。

また、連携の時期につきましては平成 27 年 4 月 1 日からで、武雄市、武雄市教育委員会、花まる学習会の三者による協定ということです。委員からは議案資料にある、市からの財政面の支援はどういうものかという質問がありましたが、想定されるものとして花まる学習会からの指導員の派遣費用やこちらに住んでいただく費用の支援ということですが、今後協議をして詰めていくということでした。

また、官民一体型の創設ということで学校名の変更があるのじゃないかという心配される方がいるかもしれないので、そこら辺をどんどん PR をしてほしいという要望がありました。

審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。18 番山口昌宏議員

○18 番（山口昌宏君）〔登壇〕

1 点だけ。これ賛成多数になってますけれども、反対の理由はどんな反対の理由だったん

でしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

反対の理由として述べられたのは、経緯に疑義があるということと準備不足、時期尚早というような言い方をされておりました。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

7 番池田議員

○7 番（池田大生君）〔登壇〕

1 点お尋ねをします。委員会の中でこの官民一体型学校の創設にかかわる連携協定を議論されていく中ですね、この先進的な取り組みを、この中ですよ、事業者の民間教育事業者における評価情報公開に関するガイドラインとかですよ、そういうものを持って民間事業者のほうの情報公開をですよ、する方向とかですよ、そういうものは議論はなかったんでしょうか。

○議長（杉原豊喜君）

上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

そのようなガイドラインを委員会で協議したのは一切ございません。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、請願第1号に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に付託されました請願第1号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書を求める請願について審査の結果を報告いたします。

この請願趣旨は表題のとおり佐賀空港のオスプレイ基地化に反対するものですが、内容としてMV-22 オスプレイが欠陥機であると表現されており、この点について事故率を含め意見が分かれました。まず、請願に賛成の意見としてはヘリコプターにはオートローテーション機能がなければいけないということと、事故率についても試作段階のあとでも事故が起きているということでしたが、反対者からはオスプレイは2つのエンジンが直結されておりヘリコプターとは違う安全対策が取られていることと、事故率においても統計的に中国機や韓国機、また以前のハリヤーよりも低いとデータがあり導入に反対と請願にはありますが、記

載してある内容では納得がいかないという意見がありました。

委員会としては、慎重審査の結果、賛成少数で不採択と決定いたしました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については各議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 54 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 54 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 54 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 59 号議案に対する討論を求めます。

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

ただいま議案討論でございますが、第 59 号議案 官民一体型学校の創設について反対の討論を申し上げます。

第 1 にこの議案であります、官民一体型学校の創設については、議会の議決が必要なのが疑問として残るわけであります。

第 2 に本来教育方針、学習指導方法について教育委員会の所管であろうと考えております。それが議会の議決としてお墨つきを受ければいいというものではないと考えています。教育委員会と現場での研究や具体論が進められてこそ求められるものであり、今回委員会の中でも 7 月実施されております教育委員会定例会の会議録を見ますと、協定項目案についてる答弁を協議をされてはいますが、世界一行きたい学校づくりの連携という文言が述べられていますが、議会に提出された参考資料を見るとこの文言がありません。このような今回一連の流れは官民一体型学校の創設導入ありきではないでしょうか。

第 3 にそのため保護者の不安は依然解消されず、不安を残したまま推進創設されようとしております。

以上、3 点指摘をし、議会に議決の必要性は私はないと考え、反対の討論とするものであります。

○議長（杉原豊喜君）

4番山口 等議員

○4番（山口 等君）〔登壇〕

第59号議案 官民一体型学校の創設について賛成の立場で討論をさせていただきます。

これからの社会で求められることは今まで以上に自分自身の頭で考え、未来を切り開く力です。

先の5月に、官民一体型教育を先駆けて取り組んでおられる長野県の北相木小学校に視察に行きまわりました。児童全員がいきいきとして授業態度で、先生たちも花まる授業をそのまま取り入れるのではなく自分たちでアレンジされ、積極的にまた楽しそうに取り組んでおられたのが印象的でありました。

また、8月の27日には武内小学校で青空授業の初めての公開授業がありました。室内では考えられないような、のびのびとして楽しく学ぶ姿が見ることができました。体を使っての体験、いろいろなものに触れたり体全体で感じたりすること、感受性を豊かにすること。また、異学年との交流を深め相手への思いやりを持ち、そして自分の考えを的確に伝える。まさにこれからの社会に必要なことだと考えます。

先ほど反対意見で言われました、保護者の方の不安がまだ解消されていないと言われましたが、現在各地で学校づくり地域協議会を設置し、教育委員会による説明等が約50回ほど開催されています。それにより不安よりも、むしろ期待感が大きくなってきております。武雄市においてもこのような教育にぜひ力を入れて取り組んでいただきますようお願いしまして私の賛成の討論といたします。また、議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

討論をとどめます。

これより第59号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第59号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第1号に対する討論を求めます。討論ございませんか。（「反対討論は今からするよ」と呼ぶ者あり）

4番山口 等議員（笑い声）

○4番（山口 等君）〔登壇〕

請願第1号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書を求める請願に反対する立場で討論をさせていただきます。

この請願文書の中に海兵隊が運用する輸送機MV-22は欠陥機である。また、県民を危機

にさらすと明記されておりますが、どのような根拠で欠陥機ということを言っておられるのでしょうか。まあ資料によりますと10万飛行時間のあたりの事故件数を示す事故率で見ますとMV-22は1.93、海兵隊の平均2.45よりも低く日本の自衛隊で輸送ヘリとして活躍しているCH-47も事故率は3を超えております。

また現在県議会、佐賀市議会においてもこのオスプレイ配備については真剣に論議がされている最中であります。現段階で賛成、反対を問うような時期ではないと考えます。よって、この請願は不採択にすべきものと考えております。議員の皆さんの賛同をお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。23番江原議員（発言する者あり）

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

ただいま請願第1号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書を求める請願に反対の討論がありましたので、賛成の立場で討論を申し上げます。

私はこの請願の紹介議員でもありますが、この請願の重みは今、日本国民にとっても大変大きな問題でもあろうかと思えます。請願人の皆さんの思いを代弁して賛成の討論を申し上げます。

佐賀空港のオスプレイ配備は沖縄の基地負担軽減に役立つものではありません。今まで沖縄の米軍基地は、かつて米軍が銃剣とブルドーザーで沖縄の人たちの家と土地を奪ってつくった基地であり、その後基地被害に苦しめられてこられました。今回普天間基地のかわりとして、辺野古の海と山を削って巨大な軍事基地を日本政府がつくることがこれから100年、200年と続いたら基地負担軽減でなく、さらなる沖縄に基地被害の苦しみを続けるものとなるのではないのでしょうか。日本国内においても沖縄の軍事基地が押しつけられるものであります。佐賀空港はオスプレイでなく佐賀平野にバルーンが似合うものであります。請願項目に示されたものこそ県民市民の願いであり、不採択に賛成した皆さんは厳しい批判を免れません。

先ほど（発言する者あり）反対討論を申し述べられましたが、欠陥機とはオートローテーション機能を持ち合わせていないヘリモードと飛行モードの変換をして運航するものであり、欠陥機そのものではないのでしょうか。

佐賀空港にオスプレイ、陸上自衛隊17機、さらに沖縄米軍の訓練基地となるならば、まさに佐賀空港が平和な空港でなく、軍事基地化そのものとなっていくのではないのでしょうか。私はこのオスプレイ基地化反対のために先頭になって請願者の皆さんと力を合わせて頑張る決意を申し上げ、賛成の討論といたします。（発言する者あり）

〔20番「議長20番」〕

○議長（杉原豊喜君）

議事進行ですか。賛成、ちょっと待ってください、ちょっと待って。今、江原議員、先ほ

どのあなたの発言の中ですよ、沖縄の人の土地と家を奪ってという表現がございましたけど、これで議事録いいわけですか。

○23番（江原一雄君）（続）

いいですよ。

○議長（杉原豊喜君）

いいですね。はい。

20番牟田議員

○20番（牟田勝浩君）〔登壇〕

請願に反対の立場で討論申し上げます。（「請願です」と呼ぶ者あり）

やっぱり我々は、ここは言論の府ですから説得力がある説明をしなきゃいけないんですね。例えば今さっき採択に賛成の討論がありましたけども、沖縄の負担軽減にはなってない。じゃあ何なのかなと耳を傾けたら全く主義主張を述べるだけで内容は言っていない、これじゃ説得力はないと思います。あくまでそういう一部負担をするというのは軽減につながる、これは自明の理であります。

委員会を同じくし、その中で説明をるの聞きました。この中で出てきてる事故率、先ほども言われました。事故率が問題だと。事故率が問題だったら、じゃあこれ少ないじゃないですかと。ほかの飛行機に比べたら10万時間あたりの事故率は低いじゃないですか。いや、そういうの関係ない。（笑い声）じゃあもし事故率が0パーセントなら賛成なんですかって聞いたら例え事故率が0パーセントでも反対は反対と。（「そうです」と呼ぶ者あり）おかしいんじゃないですかこの内容と。（発言する者あり）オートローテーション機能、先ほど言われました欠陥機。双発なんです。ローターが2つあるオスプレイなんですね。通常だったらワンローター、オートローテーション機能はついてます。2つのエンジンが直結してやる。それはもう欠陥機ではありません、ただの機能です。そういうのもる聞きました。そういう中でも反対だと。

もう一つお伺いしました。佐賀空港に配備された場合に、例えば東北の大震災とかそういう大きな災害があったとき、そこから救援、救助行けるじゃないですかと。かつてフィリピンのレイテ島で巨大なハリケーンがきたとき、沖縄からオスプレイが派遣され多くの人命を救助しました。そういうもうオスプレイを置くだけで軍事、軍事というふうな考えじゃなくて、やっぱりまず考えなくっちゃいけないのは平時のそういう人命救助、命を助ける、いろんな部分でやっていかなきゃいけないということも委員会で聞きましたところ、オスプレイは平時にはいらぬ、有事には必要だけど平時はいらぬと、じゃあ有事にはいるんですね。（発言する者あり）はい。これもよくわからない。（笑い声）有事っていうのは例えば災害も有事ですよ。（「そうですよね」と呼ぶ者あり）そういう中で、そういう説明を受けてこれに賛成せろっていうのは無理があると思います。例えば事故率がこれは50パーセントいく、

70 パーセントいく、これ我々だって反対ですよ。(発言する者あり) でもそういう中でこういう説明を受けて皆さん方賛成できるでしょうか、私はできません。

以上でございます。(発言する者あり)

○議長(杉原豊喜君)

静かに。

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより請願第1号を採決いたします。委員長の報告は不採択であります。委員長の報告についての採決ではなく、請願書原案についての採決を行います。請願第1号 佐賀空港のオスプレイ基地化に反対する意見書を求める請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立少数であります。よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

日程第4 第56号議案

日程第4. 第56号議案 武雄市給湯条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上の1議案は、産業経済常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、産業経済常任委員長の報告を求めます。

第56号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長(末藤正幸君)〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第56号議案 武雄市給湯条例の一部を改正する条例について、審査の経過と結果を報告いたします。

今回の条例改正は給湯料金の額の見直しに伴い、条例の一部を改正するものであります。値下げにより各利用施設の負担軽減を図ることと、利用しやすい料金体系に見直して利用料の増量と新規利用施設の加入促進を図ることが狙いでありまして、改正の内容といたしましては料金区分と料金単価の改正であると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上でございます。

○議長(杉原豊喜君)

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第56号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 56 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 56 号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第 5 第 55 号議案

日程第 5. 第 55 号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上の 1 議案は福祉常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について福祉常任委員長の報告を求めます。

第 55 号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

おはようございます。本委員会に付託されました第 55 号議案 武雄市特別職の職員の給与、旅費及び費用弁償に関する条例及び武雄市ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例について審査の経過と結果を申し上げます。

母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い関連する 2 つの条例の一部を改めるもので、従来「母子自立支援員」という名称であった職名を、父子にも支援を行うとする「母子・父子自立支援員」に改め、また引用する法律の名称を改めるなど、所要の条例整備を行うものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

第 55 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 55 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 55 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 6～第 8 第 57 号議案～第 60 号議案

日程第 6. 第 57 号議案 武雄市営住宅設置条例及び武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例より、日程第 8. 第 60 号議案 平成 25 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分についてまでを一括議題といたします。

以上の 3 議案は建設常任委員会に付託をいたしておりましたので、その審査の経過並びに結果について、順次、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第 57 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕

おはようございます。今定例会において本委員会に付託されました第 57 号議案 武雄市営住宅設置条例及び武雄市特定公共賃貸住宅設置条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

武雄市の市営住宅のうち、山内町の久保田住宅 88 戸の中に特定公共賃貸住宅が 2 戸整備されており、別建てで設置条例が設けてあるため、今回市営住宅に指定管理者制度を導入するにあたり、改正条例の第 1 条と第 2 条でそれぞれの条例を改正するものであり、指定管理者の導入の目的として市営住宅の運営に民間ノウハウを活用し、迅速な対応による住民サービスの向上や管理運営コストの削減を図るとの説明を受けました。

委員からは指定管理にすることによる個人情報保護に対する懸念があり、漏えい等がないことを強く要望いたしました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 58 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第 58 号議案 武雄市水道事業給水条例の一部を改正する条例について御報告いたします。

今回の水道料金の値下げにより、現在基本料金内の使用水量 5 立方メートルから 6 立方メートルになったときの料金に大きな差がありましたが、その差を是正し 6 立方メートルから 10 立方メートルまでは緩やかに上昇する料金体系とし、10 立方メートルの基本料金とそれにかかわる超過料金を値下げしています。さらに、地下水利用の切り替えへ懸念される大口利用者対策としての 600 立方メートルを超える場合の超過料金や学校用・プール用の料金体系

についても値下げをしております。全体の値下げ率は約 9.2%となっており、実施時期は 11 月請求分（10 月使用分）から適用されるということです。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

16 番宮本議員

○16 番（宮本栄八君）〔登壇〕

大口客にも値下げするっていうことで、この 600 というなんか根拠が、そういうのが説明されたらお聞きしたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

浦建設常任委員長

○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕

600 立方に対する質疑はございませんでした。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 60 号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に付託されました第 60 号議案 平成 25 年度武雄市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について御報告いたします。

地方公営企業法の一部改正により、毎事業年度に生じた利益については議会の議決を得て処分することになっており、市としては現在約 28 億円の企業債残高があるため、25 年度に発生した 1 億 2,388 万 5,633 円の利益については全額を減債積立金に積み立て、翌年度以降の企業債償還に充てたいので議会の議決を求めるとの説明を受けました。

本件につきましては、審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第 57 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 57 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 57 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 58 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 58 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 58 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 60 号議案に対する討論を求めます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 60 号議案を採決いたします。本案に対する委員長報告は原案可決であります。お諮りいたします。本案は委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 60 号議案は委員長報告のとおり可決されました。

日程第 9～第 10 第 61 号議案～第 74 号議案

日程第 9. 第 61 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）及び日程第 10. 第 74 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）を一括議題といたします。

以上の 2 議案は各所管の常任委員会に分割付託をいたしておりましたので、最初に総務文教常任委員長に報告を求めます。

第 61 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 61 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について、主な審査内容と結果を報告いたします。

歳出の主なものとして、2 款. 総務費では山内支所管内の 6 つの焼却炉を処分するための経費や積立金では、前年度繰越金の活用により合計 2 億 7,458 万 5,000 円を積み立てるということです。

9 款. 消防費では、杵藤広域圏で計画されている統合消防施設の整備事業を武雄市が委託

を受け、実施する経費が計上されております。

10 款 4 項、中学校費では、来年度計画している中学校の 10 インチのタブレット端末導入に伴い、電子黒板との連携ソフト、学習支援システムのソフトウェアライセンス使用料やタブレット端末 1,550 台、1 億 1,397 万 8,000 円が計上されております。

審査の結果、本案は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第 74 号議案に対する報告を求めます。上田総務文教常任委員長

○総務文教常任委員長（上田雄一君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 74 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 3 回）について、審査内容と結果を報告いたします。

2 款 2 項 1 目企画総務費の委託料では、新庁舎移転地の建物補償調査の委託料と新庁舎建設基本設計の委託料合わせて 5,281 万 8,000 円が計上され、財源としては公共施設整備基金繰入金 3,500 万円と合併特例債 1,680 万円、財政調整基金繰入金 101 万 8,000 円により計上されております。

審査の結果、本案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、産業経済常任委員長の報告を求めます。

まず、第 61 号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第 61 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）について審査の経過と結果を申し上げます。

今回の補正の主なものとして 6 款 1 項 3 目、農業振興費では鳥獣被害対策実施隊員報酬として 79 万 2,000 円が計上されておりますが、先の一般質問でも答弁があったように近年のカラスによる農作物への被害対策として、鷹を利用した追い払いを行うため隊員を増員するもの、また賃金の 202 万 2,000 円はいのししパトロールを 4 名から 6 名へ、2 名を増員するものと説明を受けました。

次に、7款1項. 商工費、2目. 商工振興費、19節の負担金補助金及び交付金についてでございますが、6,467万9,000円を計上してありますのは武雄北方インター工業団地等企業誘致補助金に関連するものであり、内容といたしましては申請があったタケックス三京ステンレスに、企業に対しまして創業支援補助金及び雇用奨励金の奨励措置を予定しているとのことでございます。

また、11款. 災害復旧費として4,599万9,000円が計上されておりますが、これは7月2日から3日の梅雨前線豪雨による災害で、農地及び農業施設の災害復旧工事に要するものであると説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第74号議案に対する報告を求めます。末藤産業経済常任委員長

○産業経済常任委員長（末藤正幸君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第74号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について審査の経過と結果を申し上げます。

11款. 災害復旧費、1億6,300万円が計上されており、これは8月19日から23日までの集中豪雨により発生した災害復旧費に要するものと説明を受けました。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、福祉常任委員長の報告を求めます。

まず、第61号議案に対する報告を求めます。山口裕子福祉常任委員長

○福祉常任委員長（山口裕子君）〔登壇〕

本委員会に分割付託されました第61号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について審査の経過と結果を申し上げます。

歳出の主なものを申し上げますと、老人福祉費では老人福祉センターさざんか荘給湯機器更新工事費1,035万3,000円が計上され、耐用年数が到達する給湯機器（ボイラー）をエコキュート方式で更新を行うということで、財源は国庫支出金となる、がんばる地域交付金を

活用するものとのこととです。

また、予防費では3,011万9,000円が計上され、新規に定期接種化される高齢者肺炎球菌ワクチンと水痘の2つの予防接種により、発症や重症化を予防するための経費である旨の説明を受けました。特に高齢者への肺炎球菌ワクチン予防接種については対象年齢や効果、経過措置の対応に関して意見が交わされたところです。

審査の結果、本議案は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、建設常任委員長の報告を求めます。

まず、第61号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕

報告いたします。第61号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものとして、河川維持費において7月3日の豪雨により急傾斜地崩壊危険区域で発生した、がけ崩れ箇所である下川内地区と溝ノ上地区の急傾斜地崩壊防止事業としての委託料・工事費、また、災害復旧工事費として8月3日から8月5日の豪雨に伴う災害があった公共9カ所と単独11カ所の復旧のための委託料・工事費をお願いするものであると説明を受けました。

なお、委員会において一部の現地を視察し確認したところであります。

本件につきましては審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

次に、第74号議案に対する報告を求めます。浦建設常任委員長

○建設常任委員長（浦 泰孝君）〔登壇〕

今定例会において本委員会に分割付託されました、第74号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算（第3回）について御報告いたします。

今回の補正の主なものは、新幹線鉄道工事に伴う都市下水路等の付替工事において、隣接する車庫の崩落防止や庁舎からの汚水管の保護のため、安全対策として追加工事が必要とな

り、そのために全体工事に要する経費が不足したため、工事請負費 816 万 6,000 円の増額補正をお願いするものであり、その工事費の増加分は全額鉄道・運輸機構が負担するとのことで、歳入については新幹線関連事業受託事業収入 816 万 6,000 円の増額補正を行うものであるとのことでした。

また、災害復旧工事費として、8月19日から8月20日の豪雨に伴う災害があった公共9カ所と単独11カ所の復旧のための委託料・工事費をお願いするものであると説明を受けました。

なお、委員会において一部現地を視察し確認したところであります。

審査の結果、全会一致で原案どおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（杉原豊喜君）

委員長報告に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

ここで、第61号議案及び第74号議案の各所管の委員長報告に対する質疑を改めてとどめます。

これより討論、採決を行います。

討論及び採決については議案ごとにそれぞれ行います。

まず、第61号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

第61号議案 平成26年度武雄市一般会計補正予算（第2回）について、反対の討論を申し上げます。

支出の中の第1に学校教育総務費の職員旅費79万2,000円については官民一体学校づくりの支出であり認めるわけにはいきません。

第2に中学校教育振興費、タブレット型端末等購入費1億1,397万8,000円の支出も認められません。この間、（発言する者あり）反転授業導入の述べ予算合計3億8,723万を超え進められています。

私は本当に行き届く教育を進め、教育の目的である人格の完成を目指す教育を進めることこそ市民、保護者の願いではないでしょうか。この原点にたった武雄市教育を求めるものであり、1クラス30人学級の早期実現を要求し反対の討論といたします。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

4番山口 等議員

○4番（山口 等君）〔登壇〕

第 61 号議案 平成 26 年度武雄市一般会計補正予算（第 2 回）に賛成の立場で討論をさせていただきます。

ただいま反対の意見の内容にありました教育費、教育総務費の職員旅費のことではありますが、官民一体型教育を進める上において花まる学習会とのいろんな協議が今から始まると思います。その費用として 2 名分の 4 回が今、計上されております。またこれから先、4 月の授業開始に向け、いろんな打ち合わせ等も出てくるかと思えます。また物品購入費、タブレット購入費においても生徒用また教員用、それに予備として 1,550 台の購入費であります。

このようなことは武雄市教育の教務目標である知・徳・体の調和のとれた子どもを育む、学校教育の推進の中の重要項目の 1 つである新たな学校づくり、ICT 機器を活用した教育環境の整備、充実であると考え、賛成の討論といたします。議員の各位の賛同をよろしくお願ひします。

○議長（杉原豊喜君）

討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 61 号議案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、第 61 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

次に、第 74 号議案に対する討論を求めます。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより第 74 号議案を採決いたします。本案に対する各所管の委員長報告は原案可決であります。

お諮りいたします。本案は各所管の委員長報告のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、第 74 号議案は各所管の委員長報告のとおり可決されました。

日程第 11 意見書第 5 号

日程第 11. 意見書第 5 号 手話言語法制定を求める意見書を議題といたします。

提出者からの趣旨説明を求めます。11 番山口裕子議員

○11 番（山口裕子君）〔登壇〕

意見書第 5 号 手話言語法制定を定める意見書の説明をいたします。

手話とは日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。

平成 18 年 12 月採択された国連の障害者権利条約には「手話は言語」であることが明記されています。日本政府は障害者権利条約を批准し、すでに成立した改正障害者基本法では「全て障害者は、可能な限り言語（手話を含む）その他の意見疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第 22 条では国・地方公共団体として情報保障施策を義務付けており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた手話の法整備を国として実現することが必要であると考え、よって、国会及び政府においてそうした環境整備を目的として「手話言語法（仮称）」を制定するよう強く要望するという内容でございます。

以上、説明にかえさせていただきます。

○議長（杉原豊喜君）

提出者に対する質疑を開始いたします。10 番上田議員

○10 番（上田雄一君）〔登壇〕

すみません、この意見書についてはですよ、私は今朝来て初めてわかったわけですけども、議案審議にも上程されておりましたので、どのような経緯で今回この意見書を提出するようになったのか説明をいただきたいと思います。

○議長（杉原豊喜君）

11 番山口裕子議員

○11 番（山口裕子君）〔登壇〕

これはですね、福祉常任委員会で、今全国的にこの法整備という形で挙がってきてまして、うちの委員会でもこれは考えてみるべきじゃないかということで、委員会の中で意見書として考えさせていただきました。

この場合やはり、あらゆる障がいを持つ方がですね、やっぱり社会的に安心してみんなと同じように生活できるようにということで、またきょうこの意見書としては聴覚障がいではあります、本当に今まで手話が認められてない時代があったということで、こういう今学校とかでもですね、手話を学べて自由に手話が使えて、皆さんとのコミュニケーションをですね、きちんとできるっていう法整備は今この時期にほんと大変重要なことではないかと

ということで、うちの委員会で十分意見を交わさせていただきました。

また武雄市はですね、進んでいるんじゃないかということで一般質問のときのテレビ放映もですね、文字反訳ですね、そういう形でも提供させていただいているし、この法整備ではさらに進めていくべきじゃないかということで委員会で提出させていただいております。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本件は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思ます。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本件は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

本件に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより意見書第5号を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、意見書第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま議決されました意見書第5号は、明記されております各関係機関へ送付させていただきます。

日程第12 議提第2号

日程第12. 議提第2号 武雄市議会議員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。18番山口昌宏議員

○18番（山口昌宏君）〔登壇〕

おはようございます。提出者を代表いたしまして提案理由を申し述べたいと思ます。

議員定数につきましては、昨年9月定例会で26から24へ定数削減条例が可決をされました。今年の4月の市議会議員選挙から適用されております。全国的にも地方分権の権限委譲に伴い、議会権限の及ぶ範囲も大幅に拡大される一方、議員定数のさらなる削減、議会不要論などと言われております。

議員定数については、平成23年度の自治法の一部改正で上限数が撤廃され、議会決定が

できるようになりました。昨年度、議員定数の改正から我々会派間で単に適正な議員定数の議論だけでなく議会の本来の役割、議会の重要性について議論を行ってまいりました。

権限委譲に伴う多様な市民サービスの決定など議会の重要性がますます必要とされ、二元代表制での議会の必要性を再確認したところであります。

今後予想される人口減少化など将来的な要素も踏まえながら、武雄市議会として 20 名が最も望ましいとの結論に至ったところでございます。議会自ら本定例会で本案を提案し民意を市政に反映させるため、さらなる議会の可視化と市政に対する政策提案、行政監視について積極的に邁進する所存であります。

以上の理由により、議員の皆様方の御賛同をお願いし提案理由の説明といたします。

○議長（杉原豊喜君）

議埤第 2 号に対する質疑を開始いたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

お諮りいたします。議埤第 2 号は、所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議埤第 2 号は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論及び採決を行います。

議埤第 2 号に対する討論を求めます。21 番松尾初秋議員

○21 番（松尾初秋君）〔登壇〕

反対の立場で討論をさせていただきます。

私、一般質問の中でもるる話しておりましたが、私は基本的に報酬は値下げしても議員の数はふやしていけという考えに基づいております。そういうふうな意味でですよ、まあ反対なんですけども具体的に言いますと、まあ議員が減ることによってですよ、市民の意見が市政に反映ができなくなると、その分減った分ですね。それが第 1 点ですね。

第 2 点目は今これも一般質問の中でお話しましたが、樋渡市政ものすごく元気があります。二元代表制という議会と執行部がありますけども片っぽの車輪はどんどん大きくなってですよ、それで片っぽの議会の車輪はだんだん小さくなって本当につり合いがとれるのかなと思います。そういう意味でですよ、私は反対しますけども提案者の数からいってですよ、状況からいって恐らく通ると思います。(笑い声) まあ私は反対ですけども決まった議案は守っていくということを皆様にお約束いたしまして、私の反対討論とさせていただきます。(笑い声) (発言する者あり)

○議長（杉原豊喜君）

10 番上田議員

○10 番（上田雄一君）〔登壇〕

武雄市議会議員定数条例の一部を改正する条例に、賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成 25 年の 9 月に 26 から 24 に減らしておりますけれども、そのもとを正せばもっと先を見ればですね、近近では合併当初 30 人いたわけでございます。そういう状況の中で区長会、また婦人会、老人会、その会長さん連盟で 20 人という要望が出ている以上はその要望に極力添っていくべきだと私は思っております。

ただし、先ほどの反対討論でもありましたようにあくまでも車の両輪でございます。20 人にするということは、私どもの資質をさらに向上させるという責任がますます大きくなっていくわけでございますが、この次期改選期までは 3 年程度あります。これから新しくこの世界、議会の中にと考えられている方にも十分準備をする時間もあると思います。やるんだったらこの時期を逃すわけにはいかないと、そういう意味で考えておましてこの議案に賛成する立場でございます。皆さんの御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

議提第 2 号 武雄市議会議員定数条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論を申し上げます。

私は全くこの案件につきましては、議長やあるいは会派代表者会議等を開いて話があったか、全くありません。たまたま今朝新聞をごらんになった知人から武雄市議会定数削減が報道されております。びっくりしました。こんなことが武雄市議会の現在のありよう、姿を示しているのでしょうか。

本来、市議会議員はそれぞれ 5 万人、あるいは 4 万人を超える有権者の皆さん方から付託をされて、市民の代弁者として議会を構成している以上、議員に知らせることなく今回議提第 2 号で提案されておりますが、多数で強行することは許されるものではありません。新武雄市議会が合併して 9 年目を迎えます。3 回目の議会構成のとき議長選挙を行いました。そのとき武雄市議会で議長に当選された現議長が、武雄市議会を全国に誇れる市議会にと表明をされ、当選をされ現在職についておられますが、このような議会の運営はあり得ません。

私は今回の議員定数削減については、まさに議会制民主主義を蹂躪し市民の声がますます、先ほども反対討論の文言で申されましたけれども、私は断じてこの今回の強行する議員定数削減には断固反対するものであります。（発言する者あり）私はこのような武雄市議会が今後続くなら、本当に市民の皆さんの声が届かなくなることを危惧する 1 人であります。（「市民の声やろ」と呼ぶ者あり）私は本来議会とは、すべての議員が対等平等であります。まして、

武雄市議会は会派を構成しながら会派の代表者会議も開かない、こういう武雄市議会の運営に（発言する者あり）ストップをかけるべきではありませんか。（発言する者あり）私は今回の議員定数削減には以上指摘をし、反対の討論とするものであります。（発言する者あり）

○議長（杉原豊喜君）

15 番末藤議員

○15 番（末藤正幸君）〔登壇〕

それでは、議員定数条例改正の条例に対する賛成の討論をさせていただきます。

この議員定数 24 人でですね、今回の選挙はしたわけでございます。そのときもですね、市民の要望として 20 名というのが提案をされておりましたが、その段階ではまだ尚早ちゅうことで、24 名で今回選挙をしたわけでございますが、やはり選挙があつてすぐですね、その選挙前に定数を決めるんじゃなく、やはり今話し合いをして定数を減らして、そして皆さんにその周知をさせていく、また自分の意見を話していくとそういうことですね、やはり今のこの段階でですね、20 名ということを決定していかないかと思っております。

これは十分ですね、市民の要望に応えるものであり、そして合併をして今 9 年、次回選挙が開催されるときにはですね、もう 12 年も経つわけでございます。そのようなことですね、市民の一体感は醸成されているということで、今 20 名で選挙をしてもなんら問題はないと思っております。よって、賛成の意見とさせていただきます。皆さん賛同よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに討論ございませんか。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

討論をとどめます。

これより本案を採決いたします。本案は起立により採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数であります。よって、本案は原案どおり可決することに決しました。

日程第 13 議提第 3 号

日程第 13. 議提第 3 号 武雄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提出者からの説明を求めます。20 番牟田議員

○20 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

武雄市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について説明いたします。

武雄市の情報発信はずば抜けています。全国でも有数だと思っております。逆もまた真なりで、変なことがあればこの武雄市のことは全国に発信されます。武雄市議会がこれまで全国に先駆けて議会放送、これも全国よりもだいぶ早く始めました。このモニター導入も早くやってこの武雄市議会はものすごく改革の途と思っております。

この政務活動費、思い起こせば旧武雄市時代、当時の谷口攝久議長のもと1円からの領収書をつけ、(笑い声)そして襟を正し議員の良識、そしてきちんとした行いをもってつくろうと、そういうもとの制定され、当時は政務調査費でした。新武雄市もその意向が引き継がれこれまで参ってまいりました。

御案内のように先般、新聞報道で本とか壺とかそういう疑義がある分が大きく報道され、これが全国を駆け巡りました。そういう中、全員協議会も開きました。きちんとしよう。でも声を上げるだけではなく行動する武雄市、行動する武雄市議会ということで、この政務活動費半額にしようという意味を込めて今回提出を行っております。ぜひ皆さん方の御賛同をお願いし、提案にかえさせていただきます。

以上でございます。

○議長（杉原豊喜君）

議提第3号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

この条例改正について先ほど提案理由を申されましたが、私はこの件も、きょうこの場に来てこの条例、議会運営委員会の報告を受けて知りました。こういう方法、やり方いかがかと思いますが、提出者の認識はいかがでしょうか。

○20番（牟田勝浩君）〔登壇〕

この議案提出の内容についての質問じゃないのでお答えできませんけども、やり方というのは我々議員提案という形があります。それに賛同する人たちを集め、こうやって提出しました。議案の内容自体の説明ではありませんのでこの程度で答えさせていただきます。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

ほかに質疑ございませんか。

23番江原議員

○23番（江原一雄君）〔登壇〕

内容とか中身とか具体的に提案する以上、協議してしかるべきものではないでしょうか。私は今の答弁、おかしいなと思いますが、(発言する者あり)本来、議会を構成している以上、先ほど決まったことは守りますという意見がありましたけど、その言葉おかしいですよ。

本来、議決が通れば当然それに拘束されて進めるわけですから、だから議会を構成してい

るのは対等平等、現在 24 名の議員がいるわけです。中身、全員協議会開いたと言われました。この件については何も開いてませんよ。本来だからこの中身について会派を構成している以上、ちゃんとした協議をして提案されるべき、だからこそ議会提出ではありませんか。議会の名をなす以上、議会を構成している議員 1 人ひとりの協議があつてしかるべきだと。いかがでしょうか。(発言する者あり)

○議長（杉原豊喜君）

20 番牟田議員

○20 番（牟田勝浩君）〔登壇〕

先ほど言われました、内容はともあれということと言われました。先ほどのオスプレイのやつと一緒にですね。内容が大切なんです。内容の質問だったらいくつでも受け入れますけれども、その手順のことを言われていますよね。手順がよかったら賛成されたのか。(発言する者あり) これは議員提案で、執行部提案じゃありません。「そうです」と呼ぶ者あり) 執行部提案は議長にきて、議長から我々のほうにきます。それはもう公平であるべきです。議員提案というのは趣旨に賛同した者がそれを提出する、これが議員提案であります。平等とかじゃなくって、これが議員で賛同したから皆さん方から署名をいただいて、それがこの数字であります。ですから内容がおかしいというのは、先ほどオスプレイのことを繰り返しますが、内容は質問せずにこの手順のことを言われているのか。私自身は先ほど言った、こういう理由で皆さん方に提出しますというのが、この理由であります。

以上です。

○議長（杉原豊喜君）

23 番江原議員

○23 番（江原一雄君）〔登壇〕

牟田議員も合併して定数 30 を 26 に、26 を 24 に経過した経緯があります。1 回目、2 回目。今回 3 回目は異常だと言わざるを得ません。1 回、2 回の協議をしながら指摘した経緯があります。今の説明答弁では、私はそれはまさにこの議員提案そのものは 26 を 24 で、また 24 を 20 で…… (371 ページで撤回)

〔20 番「すみません、調査費のほうですよ。定数じゃないですよ」〕

○議長（杉原豊喜君）

議埤 3 号についての質問をしてくださいよ。

○23 番（江原一雄君）（続）

失礼しました。(笑い声) 年額……

〔20 番「議埤の意味もわからずに、そして順番も違うのに説明させていいんですか。ちょっときちんとっていただきたい」〕

訂正いたします。撤回します。

政務活動費、年間 20 万円を年額 10 万円と半額。だからこの問題については一切私に説明はない。(笑い声) 私はこの中身の問題、先ほど請願の問題と絡めて申されておりますけれども議会を構成している以上、それぞれのこの活動費については市民の皆さんから付託されて議員活動の重要な活動費として、議員として活動する費用として与えられるわけですから、その中身について協議する、全員協議会で開いたと言われましたけれど、それ以上のことは何も開いていないじゃないですか。(「だから議提やろうもん呼ぶものあり) だからこそ提案する前に協議をして提案してしかるべきだと。その認識をお尋ねしているわけです。(発言する者あり)

[20 番「よろしいでしょうか」]

○議長(杉原豊喜君)

20 番牟田議員、答弁しますか。20 番牟田議員

○20 番(牟田勝浩君)[登壇]

もう答弁するのちよっとあれなんですけども、繰り返しになります。これは執行部提案でもない、議会運営委員会での提案でもない、これは各議員個人の提案であります。それに賛同した方が出すのです。それに……(発言する者あり) はい、議員提案と執行部提案を混合なされてる。長く議員をされていると思うんですけども、それはわかっていたきたいと思います。(発言する者あり) とにかく先ほどの 20 万円を 10 万円というのは武雄市も我々も行動をして襟を正さなきゃいけない。それが理由であります。

以上です。

○議長(杉原豊喜君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

お諮りいたします。議提第 3 号は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思えます。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、議提第 3 号は所管の常任委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論及び採決を行います。

議提第 3 号に対する討論を開始いたします。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

本案は起立により採決を行います。本案は原案のとおり決することに(発言する者あり) 賛成の方の起立を求めます。(発言する者あり)

〔賛成者起立〕

全会一致であります。よって、本案は原案のとおり可決することに決しました。

日程第 14 閉会中継続調査申出について

日程第 14. 閉会中の継続審査申し出についてを議題といたします。

武雄市議会会議規則第 111 条の規定に基づき、お手元に配付のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から、それぞれ閉会中の継続調査の申出書が議長宛てに提出されております。

お諮りいたします。各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の件を、それぞれ閉会中の継続調査に付することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、各常任委員長及び議会運営委員長からの申し出の調査中の事件につきましては、申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、本日の日程並びに本会期の全日程を終了いたしました。

これをもちまして、平成 26 年 9 月武雄市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉 会 11時20分

以上、会議の次第を記載し、その誤りなきことを証するためここに署名する。

平成 年 月 日

武雄市議会 議 長

〃 副議長

〃 議 員

〃 議 員

〃 議 員

会 議 録 調 製 者